

平成 23 年 10 月 14 日

公益社団法人 日本水産学会会員の皆様

公益社団法人 日本水産学会事務局

東日本大震災義援金の寄附金控除にかかるお詫びと訂正

多くの会員の皆様に東日本大震災義援金をお寄せいただきましたことに、改めてお礼申し上げます。

東日本大震災義援金の募集にあたり、お寄せいただきました義援金につきましては「個人については、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、法人については、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号の規定に基づく寄附金並びに、地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄附金に該当します。」とのお知らせをいたしました。義援金の募集を行う段階では、その使途が決まっておりましたが、別途お知らせいたしましたとおり、理事会で義援金の配分が決定しました。

被災者支援活動を行う公益法人が募集する寄附金の優遇税制については、寄附金の税制上の優遇措置の対象となるため、必要な要件として、

- (1) 被災者支援活動を自ら行うために特に必要となる費用であること
- (2) 広く一般に募集を行うこと
- (3) 専用口座での残高管理や指定正味財産としての区分等、受け入れる寄附金を適切に管理すること

があります。今回皆様からお寄せいただいた義援金につきましては、上記要件 (1) について、その使途が、被災者支援活動を行う他団体への助成をすることを目的とする活動、特定の者にのみ物品を渡す活動及び特定の者にのみ便益が及ぶ活動に該当し、被災者支援活動を自ら行うために特に必要となる費用に当たらず、皆様からお寄せいただいた義援金が寄附金の優遇税制を受けることができないことが判明いたしました。

ここに義援金の寄附金控除にかかるお知らせを訂正し、深くお詫びいたします。